

静岡県告示第263号

森林経営計画の認定に係る手続及び様式（平成30年静岡県告示第391号）を一部改正した。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前																																
様式第2号（その1）																																
2（1）																																
2 森林の現況及び伐採計画等																																
（1）森林の現況及び伐採計画等																																
森林所在市町名 No.																																
林 画 番 号	林 画 種	林 画 小 番 号	林 画 面 積	大 小 の 別	森林所有者名	施業種	鳥獣害防止 森林区域	面積	人 大 樹	樹 種	樹 位	樹 高	樹 齢	樹 形	材 種	成 長 重	積 伐 期	林 種	施業履歴 実施時期	時 期	方 法	材 種	時 期	方 法	材 種	保 育 計 画					追 加 計 画 年 度	備 考
																										保 育 1	保 育 2	保 育 年 次	28	29		
摘要																																
1. 市町ごと別業とする。 2. 鳥獣害防止森林区域内の森林は、鳥獣害防止森林区域の欄に○を記載する。 3. 林種の欄には計画的伐採対象森林、計画的「間伐」対象森林、要間伐森林、要整備森林、常伐林、竹林、小規模森林、その他、森林所有者以外・委託者以外、計画対象外、面積要件外を記載する。 4. 伐採方法には皆伐、択伐、間伐、復層林を記載する。 5. 造林方法には再造林、拡大造林、天然下種、萌芽更新、樹下造林、改良造林、その他を記載する。 6. 保育：枝打ち、除伐、下刈り、つる切り、その他を記載する。												7. 森林の保護のための伐採をする場合は、「備考」にその時期と種別を記載する。 8. 「計画対象森林の追加時期」には、計画期間中に新たに追加する計画対象森林について、当該追加に係る森林経営計画の変更の認定請求をする年月日を記載する（当該変更認定請求の時点で他の森林経営計画の対象となっていない森林に限る。） 9. 他の森林経営計画に含まれる計画対象森林がある場合は、「備考」に重複する森林経営計画の認定番号を記載して、重複する森林経営計画が判別できるようにする。 10. 下段の摘要欄には、特記すべき事項を記載する。																				

改正前

様式第2号(その1)

2(2)

(2) 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画

要整備森林又は別	所在場所					施業の区分	施業の種類	面積(ha)	時期	認定請求者	備考
	都道府県	市町村(郡)	字(大字)	地番	森林所有者名						
合 計											

(記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び法第10条の10第2項の規定により要間伐森林とされている森林の間伐、保育その他の施業の計画を記載する。
2. 「所在場所」の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを「地番」に併記する(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)
3. 「施業の区分」は、間伐、保育、その他と記載する。
4. 「施業の種類」は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除等地域森林計画において定められ、又は法第10条の10第2項の規定による通知において定められている実施すべき施業の方法を記載する。
5. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、要整備森林又は要間伐森林の別に計を記載する。
6. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別業とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
7. 「備考」には、地域森林計画において定められ、又は法第10条の10第2項の規定により通知された実施すべき施業の時期を記載する。

改正後

様式第2号(その1)

2(2)

(2) 要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林とされている森林の保育、その他の施業の計画

災害等防止措置命令対象森林の別	所在場所					施業の区分	施業の種類	面積(ha)	時期	備考
	都道府県	市町村(郡)	字(大字)	地番	森林所有者名					
合 計										

(記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び災害等防止措置命令対象森林の間伐、保育その他の施業の計画を記載する。
2. 「所在場所」の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを「地番」に併記する(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班的の記号を用いる。)
3. 「施業の区分」は、間伐、保育、その他と記載する。
4. 「施業の種類」は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病害虫の防除等地域森林計画において定められ、又は森林経営管理法第42条第1項の規定により命ぜられた実施すべき施業の方法を記載する。
5. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林の別に計を記載する。
6. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別業とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
7. 「備考」には、地域森林計画において定められ、又は森林経営管理法第42条第1項の規定により命ぜられた実施すべき施業の時期を記載する。

改正前	改正後
<p>様式第2号(その1)</p> <p>4(2)</p> <p>(認定請求者ごとの計画期間内の伐採立木材積及び間伐面積等)</p> <p>別紙のとおり</p>	<p>様式第2号(その1)</p> <p>4(2)</p> <p><u>(削除)</u></p>

改正前

様式第2号(その1)

4(1)別紙

4(1)別紙 認定請求者ごと伐採材積等

(認定請求者ごとの計画期間内の伐採立木材積及び間伐面積等)

認定請求者の氏名	計画対象森林の面積 (ha)	伐採可能材積 (m3)	計画期間内の伐採立木材積 (m3)	うち超過伐採材積 (m3)	計画的間伐対象森林面積 (ha)	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積 (ha)	うち要間伐森林及び要整備森林 (単層林の状態にある複層林施業森林を除く)の面積 (ha)	うち標準伐期齢未満の森林 (単層林の状態にある複層林施業森林、要間伐森林及び要整備森林を除く)の面積 (ha)	うち標準伐期齢以上の森林 (単層林の状態にある複層林施業森林、要間伐森林及び要整備森林を除く)の面積 (ha)	間伐の下限面積 (ha)	計画期間内の間伐面積 (ha)	うち計画的間伐対象森林の面積 (ha)	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積 (ha)	うち要間伐森林 (単層林の状態にある複層林施業森林を除く)の面積 (ha)	うち左記以外の森林の面積 (ha)	備考
計																

(記載注意事項)

1. 本表は、計画期間内における認定請求者ごとに伐採立木材積、間伐面積の実施数量を記載し、認定請求者間の合意形成を図ることを目的として作成するものであることから、計画全体で明らかに施業の実施基準を満たす場合など、本表を作成しなくとも認定請求者間の合意形成が図られる場合は省略できる。
2. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。
3. 「材積」は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
4. 「伐採可能材積」には、規則付録第3の算式により算出される材積を記載する。
5. 「計画期間内の伐採立木材積」には、間伐を除く伐採立木材積を記載する。また、当該材積が伐採可能材積を超えるときは、その超える材積を「うち超過伐採材積」に記載する。
6. 「計画的間伐対象森林の面積」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの（一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。）であって計画期間内に主伐が予定されておらず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林の面積について、計画の初期において標準伐期齢未満の森林にあっては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあっては過去10年以上間伐の履歴のない森林の面積を記載する。また、その内数として、単層林の状態にある複層林施業森林の面積並びにこれ以外の標準伐期齢以上の森林及び標準伐期齢未満の森林に区分し、それぞれの面積を記載する。なお、樹種が異なる標準的な間伐の間隔が異なる場合には、欄を分けて小計を記載するとともに「備考」に樹種を記載する。
7. 「間伐の下限面積」には、規則付録第2の算式により算出される面積を記載する。
8. 林班計画において、認定請求者に区域計画又は個人計画の認定森林所有者等が含まれる場合は、当該者に係る面積の記載（計画対象森林の面積及び間伐の下限面積の記載は除く。）は括弧書きとし、計については括弧書きで記載された面積を外数とする。この場合、「備考」には区域計画又は個人計画の計画期間を記載する。

改正後

様式第2号(その1)

4 (2)

(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施方法
ア 共同で実施する施策の種類(造林、保育、伐採(間伐を含む)等)

認定請求者の氏名	計画対象森林の面積 (ha)	伐採可能材積 (m3)	計画期間内の伐採立木材積(間伐を除く) (m3)	うち超過伐採材積 (m3)	計画的間伐対象森林面積 (ha)	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積 (ha)	うち災害等防止措置命合対象森林及び要整備森林(単層林状態にある複層林施業森林を除く。)の面積 (ha)	うち標準伐期齢未満の森林(単層林の状態にある複層林施業森林、災害等防止措置命合対象森林及び要整備森林を除く。)の面積 (ha)	うち標準伐期齢以上の森林(単層林の状態にある複層林施業森林、災害等防止措置命合対象森林及び要整備森林を除く。)の面積 (ha)	間伐の下限面積 (ha)	計画期間内の間伐面積 (ha)	うち計画的間伐対象森林の面積 (ha)	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積 (ha)	うち災害等防止措置命合対象森林(単層林の状態にある複層林施業森林を除く。)の面積 (ha)	うち左記以外の森林の面積 (ha)	備考	
計																	

(記載注意事項)

- 本表は、計画期間内における認定請求者ごとに伐採立木材積、間伐面積の実施数量を記載し、認定請求者間の合意形成を図ることを目的として作成するものであることから、計画全体で明らかに施業の実施基準を満たす場合など、本表を作成しなくても認定請求者間の合意形成が図られる場合は省略できる。
- 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にどめ、第3位以下を四捨五入する。
- 「材積」は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
- 「伐採可能材積」には、規則付録第3の算式により算出される材積を記載する。
- 「計画期間内の伐採立木材積」には、間伐を除く伐採立木材積を記載する。また、当該材積が伐採可能材積を超えたときは、その超える材積を「うち超過伐採材積」に記載する。
- 「計画的間伐対象森林の面積」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの(一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。)であって計画期間内に主伐が予定されておらず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林の面積について、計画の始期において標準伐期齢未満の森林にあっては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあっては過去10年以上間伐の履歴のない森林の面積を記載する。また、その内数として、単層林の状態にある複層林施業森林の面積並びにこれ以外の標準伐期齢以上の森林及び標準伐期齢未満の森林に区分し、それぞれの面積を記載する。なお、樹種が異なり標準的な間伐の間隔が異なる場合には、欄を分けて小計を記載するとともに「備考」に樹種を記載する。
- 「間伐の下限面積」には、規則付録第2の算式により算出される面積を記載する。
- 林班計画において、認定請求者に区域計画又は個人計画の認定森林所有者等が含まれる場合は、当該者に係る面積の記載(計画対象森林の面積及び間伐の下限面積の記載を除く。)は括弧書とし、計については括弧書で記載された面積を外数とする。この場合、「備考」には区域計画又は個人計画の計画期間を記載する。

改正前

様式第2号(その2)

2(1)

2 森林の現況及び伐採計画等

(1) 森林の現況及び伐採計画等

森林の所在期		森林の現況															伐採計画		造林計画		保育計画					計画は本森林の	備考								
林照	林小	技番	整理番号	千	森林所有者名	施業種	鳥獣害防域	面積	人可別	樹種	林地位	樹高	樹形別	材積	成量	伐期	林種	施業履歴実施時期	時期	方	面積	材積	時期	方	面積	次期伐計画	保育1	保育2	保育計画年度					計画年度	備考
																													28	29	30	31	32		
<p>概要</p>																																			

1. 市町ごと別業とする。
2. 鳥獣害防止森林区域内の森林は、鳥獣害防止森林区域の欄に○を記載する。
3. 林種の欄には計画的伐採対象森林、計画的「間伐」対象森林、要間伐森林、要整備森林、要伐採、竹林、小規模森林、その他、森林所有者以外・委託者以外、計画対象外、面積要件外を記載する。
4. 伐採方法には皆伐、択伐、間伐、復層林を記載する。
5. 造林方法には再造林、拡大造林、天然下種、萌芽更新、樹下造林、改良造林、その他を記載する。
6. 保育：枝打ち、除伐、下刈り、つる切り、その他を記載する。
7. 森林の保護のための伐採をする場合は、「備考」にその時期と種別を記載する。
8. 「計画対象森林の追加時期」には、計画期間中に新たに追加する計画対象森林について、当該追加に係る森林経営計画の変更の認定請求をする年月日を記載する（当該変更認定請求の時点で他の森林経営計画の対象となっていない森林に限る。）。
9. 他の森林経営計画に含まれる計画対象森林がある場合は、「備考」に重複する森林経営計画の認定番号を記載して、重複する森林経営計画が判別できるようにする。
10. 下段の概要欄には、特記すべき事項を記載する。

改正前

様式第2号(その2)

2(2)

(2) 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画

要整備森林又は別	所在場所					施業の区分	施業の種類	面積(ha)	時期	認定請求者	備考
	都道府県	市町村(郡)	字(大字)	地番	森林所有者名						
合 計											

(記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び法第10条の10第2項の規定により要間伐森林とされている森林の間伐、保育その他の施業の計画を記載する。
2. 「所在場所」の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを「地番」に併記する(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)
3. 「施業の区分」は、間伐、保育、その他と記載する。
4. 「施業の種類」は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除等地域森林計画において定められ、又は法第10条の10第2項の規定による通知において定められている実施すべき施業の方法を記載する。
5. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、要整備森林又は要間伐森林の別に計を記載する。
6. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別業とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
7. 「備考」には、地域森林計画において定められ、又は法第10条の10第2項の規定により通知された実施すべき施業の時期を記載する。

改正後

様式第2号(その2)

2(2)

(2) 要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林とされている森林の保育、その他の施業の計画

災害等防止措置命令対象森林の別	所在場所					施業の区分	施業の種類	面積(ha)	時期	備考
	都道府県	市町村(郡)	字(大字)	地番	森林所有者名					
合 計										

(記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び災害等防止措置命令対象森林の間伐、保育その他の施業の計画を記載する。
2. 「所在場所」の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付けてこれを「地番」に併記する(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班的の記号を用いる。)
3. 「施業の区分」は、間伐、保育、その他と記載する。
4. 「施業の種類」は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病害虫の防除等地域森林計画において定められ、又は森林経営管理法第42条第1項の規定により命ぜられた実施すべき施業の方法を記載する。
5. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林の別に計を記載する。
6. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別業とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
7. 「備考」には、地域森林計画において定められ、又は森林経営管理法第42条第1項の規定により命ぜられた実施すべき施業の時期を記載する。

改正前	改正後
<p>様式第2号(その2)</p> <p>4(2)</p> <p>(認定請求者ごとの計画期間内の伐採立木材積及び間伐面積等)</p> <p>別紙のとおり</p>	<p>様式第2号(その2)</p> <p>4(2)</p> <p><u>(削除)</u></p>

改正前

様式第2号(その1)

4(1)別紙

4(1)別紙 認定請求者ごと伐採材積等
(認定請求者ごとの計画期間内の伐採立木材積及び間伐面積等)

認定請求者の氏名	計画対象森林の面積 (ha)	伐採可能材積 (m3)	計画期間内の伐採立木材積 (m3)	うち超過伐採材積 (m3)	計画的間伐対象森林面積 (ha)	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積 (ha)	うち要間伐森林及び要整備森林(単層林の状態にある複層林施業森林を除く)の面積 (ha)	うち標準伐期齢未満の森林(単層林の状態にある複層林施業森林、要間伐森林及び要整備森林を除く)の面積 (ha)	うち標準伐期齢以上の森林(単層林の状態にある複層林施業森林、要間伐森林及び要整備森林を除く)の面積 (ha)	間伐の下限面積 (ha)	計画期間内の間伐面積 (ha)	うち計画的間伐対象森林の面積 (ha)	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積 (ha)	うち要間伐森林(単層林の状態にある複層林施業森林を除く)の面積 (ha)	うち左記以外の森林の面積 (ha)	備考
計																

(記載注意事項)

1. 本表は、計画期間内における認定請求者ごとに伐採立木材積、間伐面積の実施数量を記載し、認定請求者間の合意形成を図ることを目的として作成するものであることから、計画全体で明らかに施業の実施基準を満たす場合など、本表を作成しなくとも認定請求者間の合意形成が図られる場合は省略できる。
2. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。
3. 「材積」は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
4. 「伐採可能材積」には、規則付録第3の算式により算出される材積を記載する。
5. 「計画期間内の伐採立木材積」には、間伐を除く伐採立木材積を記載する。また、当該材積が伐採可能材積を超えるときは、その超える材積を「うち超過伐採材積」に記載する。
6. 「計画的間伐対象森林の面積」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの(一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。)であって計画期間内に主伐が予定されておらず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林の面積について、計画の初期において標準伐期齢未満の森林にあっては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあっては過去10年以上間伐の履歴のない森林の面積を記載する。また、その内数として、単層林の状態にある複層林施業森林の面積並びにこれ以外の標準伐期齢以上の森林及び標準伐期齢未満の森林に区分し、それぞれの面積を記載する。なお、樹種が異なる標準的な間伐の間隔が異なる場合には、欄を分けて小計を記載するとともに「備考」に樹種を記載する。
7. 「間伐の下限面積」には、規則付録第2の算式により算出される面積を記載する。
8. 林班計画において、認定請求者に区域計画又は個人計画の認定森林所有者等が含まれる場合は、当該者に係る面積の記載(計画対象森林の面積及び間伐の下限面積の記載は除く。)は括弧書とし、計については括弧書で記載された面積を外数とする。この場合、「備考」には区域計画又は個人計画の計画期間を記載する。

改正後

様式第2号(その1)

4 (2)

(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施方法
ア 長岡で実施する施策の種類(造林、保育、伐採(間伐を含む)等)

認定請求者の氏名	計画対象森林の面積 (ha)	伐採可能材積 (m3)	計画期間内の伐採立木材積(間伐を除く) (m3)	うち超過伐採材積 (m3)	計画的間伐対象森林面積 (ha)	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積 (ha)	うち災害等防止措置命合対象森林及び要整備森林(単層林状態にある複層林施業森林を除く。)の面積 (ha)	うち標準伐期齢未満の森林(単層林の状態にある複層林施業森林、災害等防止措置命合対象森林及び要整備森林を除く。)の面積 (ha)	うち標準伐期齢以上の森林(単層林の状態にある複層林施業森林、災害等防止措置命合対象森林及び要整備森林を除く。)の面積 (ha)	間伐の下限面積 (ha)	計画期間内の間伐面積 (ha)	うち計画的間伐対象森林の面積 (ha)	うち単層林の状態にある複層林施業森林の面積 (ha)	うち災害等防止措置命合対象森林(単層林の状態にある複層林施業森林を除く。)の面積 (ha)	うち左記以外の森林の面積 (ha)	備考
計																

(記載注意事項)
 1. 本表は、計画期間内における認定請求者ごとに伐採立木材積、間伐面積の実施数量を記載し、認定請求者間の合意形成を図ることを目的として作成するものであることから、計画全体で明らかに施業の実施基準を満たす場合など、本表を作成しなくても認定請求者間の合意形成が図られる場合は省略できる。
 2. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にどめ、第3位以下を四捨五入する。
 3. 「材積」は、立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
 4. 「伐採可能材積」には、規則付録第3の算式により算出される材積を記載する。
 5. 「計画期間内の伐採立木材積」には、間伐を除く伐採立木材積を記載する。また、当該材積が伐採可能材積を超えるときは、その超える材積を「うち超過伐採材積」に記載する。
 6. 「計画的間伐対象森林の面積」には、規則第36条第1号に規定する計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るもの(一箇所当たり0.3ヘクタール以下のものを除く。)であって計画期間内に主伐が予定されておらず、樹冠疎密度が10分の8以上の森林の面積について、計画の始期において標準伐期齢未満の森林にあっては過去5年以上、標準伐期齢以上の森林にあっては過去10年以上間伐の履歴のない森林の面積を記載する。また、その内数として、単層林の状態にある複層林施業森林の面積並びにこれ以外の標準伐期齢以上の森林及び標準伐期齢未満の森林に区分し、それぞれの面積を記載する。なお、樹種が異なり標準的な間伐の間隔が異なる場合には、欄を分けて小計を記載するとともに「備考」に樹種を記載する。
 7. 「間伐の下限面積」には、規則付録第2の算式により算出される面積を記載する。
 8. 林班計画において、認定請求者に区域計画又は個人計画の認定森林所有者等が含まれる場合は、当該者に係る面積の記載(計画対象森林の面積及び間伐の下限面積の記載は除く。)は括弧書とし、計については括弧書で記載された面積を外数とする。この場合、「備考」には区域計画又は個人計画の計画期間を記載する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。